

溶接施工方法の承認範囲に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

溶接施工方法の承認範囲に関する事項

改正理由

現行の溶接施工方法承認試験において、突合せ溶接が承認された場合には承認された溶接姿勢に相当するすみ肉溶接姿勢も併せて認めているが、相当するすみ肉溶接の姿勢を明確にしていなかったことから、これを明確化する必要が生じていた。

今般、突合せ溶接施工方法が承認された際に含めることができるすみ肉溶接姿勢を明確化した。

改正内容

突合せ溶接施工方法が承認された際に併せて承認されるすみ肉溶接姿勢を明記した。